

1997 年制定
2025 年 4 月 1 日改定
2026 年 5 月 16 日改正

関東学生対抗軽自動車 6 時間耐久レース 車両規則書

主催者：全日本学生自動車連盟関東支部（支部長：阿部 正浩）

東京都江東区森下 1 - 1 5 - 7

第1条 参加車両

本競技会に参加が認められる車両は、2輪駆動で排気量 660cc 以下のガソリンエンジン軽自動車とする。

過給機（ターボチャージャー・スーパーチャージャー）付車両、電気自動車やハイブリッド車、オープンカー、ワンボックス、キャブトラックは認めない。

キャブレター車だけではなくインジェクター搭載車両も可とする。

同一グレード以外のボディ、シャーシも使用可とする。（キャブレター車以外のグレード車⇒インジェクション仕様、ターボ仕様、4輪駆動仕様等のボディ、シャーシも使用可能とする。）

第2条 安全規定

2. 1) 配管類

全ての配管・配線は、十分安全性を考えて取り付けること。

2. 2) 駐車ブレーキ

駐車ブレーキ装置は左右同時に、かつ確実に作動すること。

2. 3) 安全ベルト

J A F 国内競技車両規則の安全ベルト規定に適合した4点式以上のワンタッチ式フルハーネスのシートベルトを装着すること。ワンタッチで全解放するターンバックル方式で、肩ベルトは3インチ（76mm）の物を強く推奨する。また、肩ベルトの後部がY字になる3点支持の4点式ベルトの使用は認められない。

ベルト本体、バックルに損傷・ガタ等の無きこと。（ベルトが古く使用が不適当で有るとオフィシャルに判断された場合は使用を認めない場合が有る。）

2. 4) ロールケージ

すべての車両に6点式以上のロールケージの装着を義務付ける。

ロールケージの寸法は直径 38mm 以上、肉厚 1.8mm 以上とし、材質は鋼管もしくはそれと同等以上の強度を有する物とする。

ロールケージの取付け部についてはボルト止めの場合、必ず当て板をあてがい、ボルトは1ヵ所につき2本以上で太さ 8mm 以上のものを使用すること。又は、溶接により取り付けること。

ボディを補強する為、ボルトオンまたは溶接により取り付けの点数を増やす事は許される。その際は必ず取り付け板を介すこと。また、メインロールバーは、ルーフ及びサイドピラーより 30mm 以上離れてはならない。ロールケージにはメインロールバーの肉厚確認用のホール（3mm）、取り付け箇所を増す為の溶接以外に、穴開け等一切の加工は許されない。

運転席側ドアバーは装着を推奨する。

なお、乗員保護のため頭部等に接触する恐れのあるロールバーの部位は、緩衝材で覆わなくてはならない。緩衝材は難燃性のものを推奨する。

2. 5) サーキットブレーカー（主電源回路開閉装置）

イグニッションスイッチの位置が確認できるように黄色で明示すること。

また、運転席及び車外から操作できるすべての回路を遮断できるメインスイッチ（キルスイッチ 100 アンペア以上）を装着すること。その場所は外部から容易に発見できる位置とし、スパークを青色の三角形で囲んだ記号で表示すること。

メインスイッチの車外操作部は、フロントウインドシールドより前面で、かつステアリングの逆

位置に付けること。

2. 6) 消火器

消火器は1. 5 k g 以上で、競技運転者の手の届く所に取り付けること。消火器は使用期間内のものであることが望ましい。また使用期間が過ぎていても良いが、その際は本体の能力が維持されている物を装着すること。車両検査役員の目視判断により、本体に著しい損傷が見られる物、また余りにも古いなど能力に疑問が生じる物については不備と判断する場合がある。

消火器の取り付けは器具を用いてボディにしっかり取り付けること。ガムテープ、ゴム、針金等での取り付けは禁止。また、取り付け器具については、緊急時に消火器本体がワンタッチで取り外せる構造を有すること。なお、取り付け器具は要件を満たせば金属である必要は無い。

2. 7) 車室

車室はエンジンルーム、ガソリンタンク、ギヤボックス、プロペラシャフト、バッテリーから安全に隔離されていなければならない。

2. 8) テーピングおよびオイルレベルゲージ

バッテリー端子をテーピングし確実に絶縁すること。その他ブレーキ、クラッチのリザーブタンクについても、テーピングを行うこと。

オイルレベルゲージは、針金等により脱落防止の処置を行うこと。

2. 9) 燃料タンク

燃料タンクはノーマル。フューエルリッド(燃料注入口の蓋)並びにキーは取り外してはならない。

2. 10) ルーフ

サンルーフ、グラストップ、タルガトップのボディを使用する場合は、金属板で閉鎖すること。

第3条 一般改造規定

本規定によって許可されていないすべての改造は、明確に禁止される。改造の範囲や許可される取付けは下記に規定される。

第4条 エンジン

4. 1) エンジンの搭載

エンジンの載せ替えは同一メーカーのものに限り許される。ただし、内燃機構造の変更は認めない。

4. 2) エンジンマウントおよびギヤボックスマウント

取付けマウントのラバー部材は、材質および形状の変更を含み加工および変更することができる。ブラケットの形状、取付け位置、取付け軸は変更しないこと。

4. 3) 吸気装置

エアクリーナーおよび取り付け用のパイプ（インテークパイプ、チャンバー）の取り外しおよび社外品への交換が自由。

4. 4) 排気系統

エキゾーストマニホールド、排気管、マフラーを含め、排気系統の変更が許される。ただし、排気管出口は車体の後端近傍に設けること。エンジンルーム内、車体下部、車体側方に排気管出口を設置することは、車両火災ならびに火傷防止のため、禁止とする。また、着脱可能なインナーサイレンサーの使用は禁止とする。

近接排気騒音は 103 デシベル以下とし、計測は車検時に技術委員長が必要と判断した場合に行う。(計測方法は最高出力時の 75%の回転数において、排気管からの排気流の方向に対し 45 度、排気管の開口部中心から 0.5m 離れた位置の排気管の高さで測定する。) よって、排気系統を変更し、103 デシベルに近い音量に達していると思われる車両については、タコメーターを装備すること。技術委員長が近接排気騒音の計測が必要と判断したにもかかわらずタコメーターの装備が無い車両については、決勝レースに出走することはできない。

4. 5) サーモスタット

変更および取外すことができる。

4. 6) 燃料供給装置

キャブレターおよびインジェクターの変更は不可。(ジェットの変更は自由)

4. 7) 点火系

自由。

4. 8) 電子制御装置

ECU の変更(純正の書き換え、サブコンピューター、社外品の使用)は認めない。ただし故障した場合の同等品との交換は認める。

第5条 駆動装置

トランスミッションの載せ替えは同一メーカーのものに限り許される。また、オートマチックトランスミッションとマニュアルトランスミッションの換装は可能とし、ボルトオンで取付けられるリミテッドスリップデフを取付けることができる。ただし、元のケースを使用すること。

オートマチックトランスミッション搭載車の場合は、ATF クーラー・CVT オイルクーラーの取り付けを認める。

第6条 制動装置

6. 1) パッドおよびブレーキシュー

ブレーキはノーマルとする。ただし、パッド、ブレーキシューの材質を変えても良い。

6. 2) ペダル類

ペダルの変更・加工は不可。ただし、滑り止めなどの理由で追加の板、BOX 等の追加は認める(取り付けはボルトオン等確実に取り付ける事)

フット・ニーレスト、ヒールプレートの装着は可。

第7条 サスペンション

7. 1) スプリング

長さ、コイルの巻数、ワイヤーの直径、外径、スプリングの種類、スプリングシートの形状(車高調整機能を含む)とともに自由。ただし、下記に従うこと。

①ばねに損傷があり、左右のばねのたわみに著しい不同がないこと。

②溶接、肉盛または加熱加工を行わないこと。

③ばねの端部がブラケットから離脱しない(遊びがない) こと。

④切断等によりばねの一部または全部を除去しないこと。

⑤ばねの機能を損なうおそれのある締付具を有さないこと。

⑥ばねの取付け方法はその機能を損なうおそれのないこと。

7. 2) ショックアブソーバー

材質を含み自由。但し、カーボン材は使用できない。車高調整機構（ネジ式、Cリング等）を伴うものに変更（使用）すること、ならびにスプリングの受け皿を変更することができる。アッパーマウントをピロボール（キャンバー調整機構のみ付加されたものを含む）に変更することができる。別タンクの車体への取付けを含み、別タンク式のものに変更（使用）することができる。ただし、それらの数、形式、作動原理は変更してはならない。遠隔操作による減衰力調整機構への変更は許されない。

7. 3) スタビライザー

ブッシュ・ブラケット（リンクを含む）を含み変更および装着することができるが、取付けはボルトオンによるものとし、車室内から調整可能であってはならない。また、同一車両型式に当該部品が装着されていないものがある場合にのみ、取外すことができる。

第8条 タイヤおよびホイール

タイヤおよびホイールの銘柄・サイズの変更は自由とする。ただしフェンダーからはみ出してはならない。なお、テンパータイヤの使用は不可とする。

雨天時等、コース状況が悪化している場合は、コース上でのスタック防止のため、泥濘路用のタイヤ（ADVAN A031 や、DUNLOP 73-R、等）の装着を強く推奨する。

第9条 車体

9. 1) 座席

後部の座席並びに助手席は取り外すこと。

運転席はドライビングポジション改善の為、変更しても良い。但し、本体に割れ・ガタ等損傷の無いこととする。変更する際は安全性を考慮し、強度等に問題無きよう出来るだけ市販の車種専用シートレールを使用し、確実に取り付けること。

9. 2) ステアリング

ステアリングの変更は可。ただし、径は 35φ 以上のもので、本体に著しいキズ、損傷等の無きこと。パワーステアリングの取り外しは認める。

9. 3) ボンネット、トランクリッド（リアゲートを含む）

既存の開閉装置を取り外し、外からファスナー（締め具）を取り付ける事を推奨する。

9. 4) ライト類

ライトはビニールテープで米印以上の飛散防止をすること。テープの末端が必ずボディの一部に掛かること。ライト面のみのテーピングは全面であったとしても不可。テープの色は自由。

ライトとは、ヘッドライト及びテールライトを指す。ウインカーレンズ、サイドマーカーレンズは含まれない。テーピング時もランプ類が点灯時に外部からの視認性が落ちることが無いようにテーピングすること。

上記の規定部分以外の箇所（例えば、バックミラーなど）にテーピングを行う事は禁止する。

ヘッドライトのワット数の変更は自由。

9. 5) ミラー

フェンダーミラー、ドアミラーおよび室内ミラーは取り外してはならない。

9. 6) 内装類

フロアマット、フロアカーペット、天井の内張りは取り外すこと。

運転席および助手席ドアの内張り・カバー類、ダッシュボード（インストルメントパネル）、ステアリングコラムのカバーの取り外しは認めない。それ以外の内張り・カバー類の取り外しは認める。

各種エアバッグ及び衝突安全装備については、全て取り外す事。

室内照明、ラジオは自由。

ヒーターはフロントガラスの曇り取りのため、取り外さない方が望ましい。

9. 7) 窓ガラス

フロントガラス以外の他の窓ガラスを透明な材質のもの（アクリル等）と変更してもよい。ただし3mm以上の板材を使用すること、また純正の開閉機能を殺してはならない。

9. 10) マッドガード

マッドガード（泥除け）は、4輪に取り付けなければならない。幅が20cm以上で、地上より15cm以上離れてはならない。

9. 11) ボディ補修

ボディ補修をする場合は溶接及び当て板ですること。著しく破損のひどい車両は走行できない。

9. 12) ボディ補強

タワーバー、アンダーバー等ボルトオンで取り付ける追加バーの装着は許される。また、当て板の溶接やスポット溶接、リベットでのボディ補強も許される。

9. 13) 三角停止板

三角停止板を室内のドライバーの手の届く所に固定しておくこと。

9. 14) ゴミ袋

ガラス破損時に使用するためのビニール袋（縦80cm×横60cm以上）を搭載すること。車室内に消火器とともに固定すること。

9. 15) バッテリー

搭載位置の変更は不可。サイズや性能ランクの変更は許される。

9. 16) 牽引用穴あきブラケット

車体前後に純正標準の牽引用フック・ブラケット、または後付けの牽引用穴あきブラケットを備えること。後付けブラケットを設置する場合は、取り付け部分も含み、車両を牽引して移動するのに十分な強度を有していること。

材質はスチール製、最小内径は50mm（車両に装着した状態でφ50mm、長さ50mmの丸棒が通ること）とし、色は黄色、オレンジ色、赤色のいずれかに塗装すること。

9. 17) 車載カメラ、GPS ロガー

取り付けを認める。ただし、固定に関しては暫定的なものでは無く、ステーをボルト止めする等確実に固定すること。なお、ロールバーに取り付ける場合、ロールバーへの穴あけ等、加工は一切禁止される。

9. 18) 電子制御装置

ドライバビリティ向上を目的としたABS／EBD（アンチロックブレーキ）、ESC（横滑り防止装置）、フライバイワイヤ（電子スロットル）の再セッティング、解除等を認める。

9. 19) ゼッケン

車両にはゼッケン・大学名を以下に従って表記すること。

【ゼッケン】

左右フロントドア（ガラス面以外）、ルーフ中央、ボンネット（出来る限りフロントウィンドウに近い場所）、後部（ガラス面以外）の、計4箇所に表示する事。

左右フロントドア、ルーフ中央、ボンネットのゼッケンは、40cm×40cmの正方形を白く塗り、その中に、4cmの太さの黒字で番号を明示すること。（白ボディ車の場合は番号の明示のみでよい）

後部（ガラス面以外）のゼッケンは、20cm×20cmの正方形を白く塗り、その中に、2cmの太さの黒字で番号を明示すること。（白ボディ車の場合は番号の明示のみでよい）
数字は算用数字で、遠方からでも判読しやすい書体とすること。

右フロントドア側には泥はねによるゼッケンの汚れを防止するためのカバー（泥よけ）を取り付けること。材質は柔軟な物を使用し、金属を使用してはならない。ルーフは、右側から読み取れるようにすること。（コントロールタワーがコース進行方向右側に位置しているため）

ゼッケンは競技中に剥がれないようにしなければならない。また、ルーフにはゼッケン以外の表示をしてはならない。

【大学名】

競技車両のフロント・リアウィンドウの各上部に大学名を表示すること。文字の大きさは見やすい大きさで、色は競技車両の色に対して区別しやすい色が望ましい。

一般の部についても下記の例にならい表示すること。

例：〇〇大学OB・Aチーム

〇〇大学・〇〇大学（混合チームの場合）

〇〇〇〇〇〇〇〇（各種団体チームの場合）